

B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

題番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由等
B-107	総務省	P 医療,福祉	-	説明文	「介護医療院」について、例示を追加いただきたい。	現行目録では不明確なため。(平成30年4月より創設されることとなった。)	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて、細分類「介護医療院」を新設する。	「介護医療院」は、介護保険法(平成9年法律第123号)の改正(平成30年4月1日施行)により新たに創設された施設区分であり、他の細分類である「特別養護老人ホーム」や「介護老人保健施設」と同様に介護保険法に位置付けられている施設区分である。今後増加が見込まれる産業を的確に把握するため、対応案のとおりとする。
B-108	総務省	P 医療,福祉	8342	説明文	8342 看護業 定義文「～派出看護師会」について、存在が確認できないため定義文の確認及び見直しを検討いただきたい。	存在が確認できないため。	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて、「8342 看護業」の定義を修正する。	総務省からの意見のとおり、派出看護師会は現在存在しない。加えて、現行の定義「看護師又は准看護師であって、公共職業安定所若しくは派出看護師会に就職登録を行ってあつせんされ、看護業務を行うもの、又は独立して看護を業とするもの」は、かつて存在した「付添看護」のために、いわゆる看護婦・家政婦紹介所(このかつての名称が派出看護師会)などから派遣されていた看護業を指すものである。この付添看護は平成6年に廃止され、現在では、入院医療であれば医療機関に雇用された看護職員が、在宅医療であれば訪問看護事業所の看護職員が、それぞれ看護業務を行っている。 そのため、従来の記載は削除し、定義及び内容例示を看護業及び訪問看護事業所についての記載に変更する。 なお、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき、看護業を行う主体に看護師の資格を有する保健師と助産師を追加する。
B-109	総務省	P 医療,福祉	8369	説明文	8369 その他の医療に附帯するサービス業 ○例示に「読影業」の追加を検討いただきたい。	読影は、レントゲンやMRI、CT、エコーなど様々な画像検査結果から所見を行う。治療のために診断を行っていることから「8369 その他の医療に附帯するサービス業」と考えられますが、明確化していただきたい。その場合、○例示に追加していただきたい。	第8回	厚生労働省	【P】	【P】
B-110	総務省	P 医療,福祉	8429	説明文	8429 その他の健康相談施設 ○例示「保健師駐在所」について、存在が確認できないため例示の確認及び見直しを検討いただきたい。	存在が確認できないため。	第8回	厚生労働省	内容例示「保健師駐在所」の記載について削除する。	1997年に地域保健法(昭和22年法律第10号)施行により、廃止しているため。
B-111	総務省	P 医療,福祉	8492	説明文	「違法薬物の検査業」について、8492 検査業と考えるが問題ないか、またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	現状記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたいため。	第8回	厚生労働省	【P】	【P】
B-112	総務省	P 医療,福祉	8531	説明文	子ども子育て支援制度における地域型保育事業等に関する分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。 ① 家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項) ② 小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項) ③ 居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項) ④ 事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項) ⑤ 時間外保育(子ども・子育て支援法第59条第2号) ⑥ 一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項) ⑦ 病児保育事業(児童福祉法第6条の3第13項) *児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) *子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)	新制度で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて一部修正する。	小規模保育事業所、事業所内保育事業所については、「8531 保育所」に例示を追記し、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所については、「8539 その他の児童福祉事業」に例示を追記する。 一時預かり事業、病児保育事業については、実施場所が保育所に限定されておらず、一律に例示として追加することは不適当であるため、例示の追加は行わない。 【P】 時間外保育について調整中
B-113	総務省	P 医療,福祉	8539	説明文	8539 その他の児童福祉事業 ○例示に「障害児居宅介護サービス業(障害児福祉事業のもの)」の追加を検討いただきたい。	訪問介護事業は、サービスが提供される者により、分類が異なる。例示を追加することにより分類される範囲の明確化を図る。	第8回	厚生労働省	現行のままとする。	主に障害児を対象とした居宅介護を行う事業所は、「8539 その他の児童福祉事業」に分類されるが、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に基づく居宅介護事業は、障害者及び障害児を対象としている事業であり、障害児だけを対象とした障害児居宅介護サービス事業という事業は存在しないため、例示の追加は行わない。
B-114	総務省	P 医療,福祉	8551	説明文	8551 居住支援事業 ○例示「ケアホーム(障害者福祉事業のもの)」については、「グループホーム(障害者福祉事業のもの)」に法改正で一元化されているようなので、例示の見直しを検討いただきたい。		第8回	厚生労働省	意見を踏まえて、内容例示を修正する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の平成26年4月改正から「グループホーム」と「ケアホーム」の一元化により、現在は「グループホーム」のみのため。

題名	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当事府	対応案	対応案とする理由等
B-115	総務省	P 医療,福祉	8559	説明文	8559 その他の障害者福祉事業 ○例示に「訪問介護事業所(障害者福祉事業のもの)の追加を検討いただきたい。	訪問介護事業は、サービスが提供される者により、分類が異なる。例示を追加することにより分類される範囲の明確化を図る。	第8回	厚生労働省	現行のままとする。	障害福祉サービスでは「訪問介護」という分類は存在しない。 訪問系サービスである居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を包括した法令的に正しいカテゴリ名称もない。 また、細分類「8551 居住支援事業」の定義において施設等に入所・入居している者に対する支援と明記しており、訪問系の支援が細分類8551に含まれると誤解してしまうおそれはない。
B-128	厚生労働省	P 医療,福祉	835 8359	項目名	小分類835「療術業」を「施術業」に細分類8359「その他の療術業」を「その他の施術業」に名称変更する。  ※ 消費者事故対策に関する行政評価・監視「医療類似行為等による事故の対策を中心として」の結果に基づく勧告(令和2年11月17日勧告先:消費者庁、厚生労働省) あはき法第12条において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを除くほか、何人も医療類似行為を業としてはならないとされている(資料3-①参照)。同条は医療類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復(注1)以外の手技、温熱等による療術行為(いわゆる民間療法)を行うことを禁止した規定である。	「療術業」について、現在は確たる定義はないが、公文書において用語としてあはき柔整以外の療術に用いられている事例があることから、当業界に一般的に流布している「施術業」に置き換えることがふさわしい。  意見どおり、小分類835の名称を「施術業」に修正する。 また、細分類8359の名称は「療術業」へ修正し、分類番号を8352へ修正する。	第8回	厚生労働省	意見どおり、小分類835の名称を「施術業」に修正する。 また、細分類8359の名称は「療術業」へ修正し、分類番号を8352へ修正する。	「療術」は法律等には定義のないところであるが、『医療類似行為』には、「あん摩マッサージ指圧」や「柔道整復」といった国家資格が必要な療術のほか、これら以外の手技、温熱等による療術行為であって人体に危害を及ぼすおそれのあるものが含まれる。(※)とされ、「療術」が、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が行う行為として引用される事例があり、「療術」を小分類において継続することにより、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が行う「療術」との混同のおそれがある。そのため、小分類835の項目名「療術業」を「施術業」に変更する。 また、小分類名称の変更に伴い、細分類835「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所」と細分類8359を明確に区分するため、「その他の療術業」を「療術業」に修正し、細分類番号を8352に修正する。  ※令和2年11月17日 総務省行政評価局勧告(勧告先:消費者庁、厚生労働省)消費者事故対策に関する行政評価・監視「医療類似行為等による事故の対策を中心として」結果報告書前書き(注)
B-129	厚生労働省	P 医療,福祉	854	新設	小分類854内に、細分類として新たに「介護医療院」を設定する。	平成30年の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正(平成30年4月1日施行)により、新たに「介護医療院」が創設された。平成30年3月の整理においては、介護医療院は、当面の間「8549 その他の老人福祉・介護事業」に分類することとされた。他の細分類である「特別養護老人ホーム」や「介護老人保健施設」と同様に介護保険法に位置付けられている施設区分であること、及び平成30年の法改正後、介護医療院の施設数は単調増加しており、現時点で一定の施設数が存在する(令和3年3月時点で全国で572施設)ことから、今回の見直しにおいて、新規に細分類として位置付けることが適切と考える。	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて、細分類「介護医療院」を新設する。	「介護医療院」は、介護保険法(平成9年法律第123号)の改正(平成30年4月1日施行)により新たに創設された施設区分であり、他の細分類である「特別養護老人ホーム」や「介護老人保健施設」と同様に介護保険法(平成9年法律第123号)に位置付けられている施設区分である。今後増加が見込まれる産業を的確に把握するため、対応案のとおりとする。
B-130	厚生労働省	P 医療,福祉	8492	説明文	細分類「8492 検査業」の×例示に、「浄化槽水質検査業」を追加する。	本分類の検査対象は主に飲料水、食品、飲食店・食品工場等の備品、プール・浴場の水等を想定しているが、事業所母集団DBにおいて、「〇〇浄化槽協会」など「8814浄化槽保守点検業」に分類されるべきと考えられる事業所が見られるため、明確に区分されるようにする必要がある。	第8回	厚生労働省	現行のままとする。	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第7条及び第11条の規定に基づく水質に関する検査については、し尿及び雑排水の適正な処理を図るという浄化槽法の趣旨に鑑みて、環境衛生の改善に必要な検査に該当するものとして、検査業に当たると考えられ、×例示に追加するのは不適当であるため。